

エリア生産性向上モデル創出事業 公募要項

1. 事業目的・概要

(1) 目的

県内宿泊施設の人手不足対策の一環として、宿泊施設を中心とした観光事業者が連携し、業務効率化や収益増加等、生産性向上につながる取組を行い、地域としての生産性向上を図る。

(2) 概要

公募により選定したモデル地域に対して県の委託事業者を派遣し、課題解決のための実証計画策定及び実証事業を行い、他の地域の参考となるモデル事例を創出する。

2. 募集内容

(1) 実証事業内容

①募集する実証事業内容

宿泊事業者を含む2以上の事業者が連携することによって、地域が抱える課題を解決し、生産性向上につなげることを目的とした取組を対象として県予算の範囲内において実証事業を実施する。

なお、実証計画の策定・実施にあたっては、県の委託事業者をモデル地域に派遣し、モデル地域の課題に応じた計画策定や実施サポート、成果検証を行う。

②実証事業期間

委託事業者決定後、令和7年1月31日まで

【実証事業例】

(以下は施策例であり、その他の提案を妨げるものではない。)

例) 複数の宿泊施設のPMSデータを地域で活用するための観光関係事業者間での合意形成と運営体制を確保し、効率化や利益率の増大により生産性向上に資する運営が可能かを検証する。

例) 泊食分離を通じて宿泊施設での人手不足解消と飲食店の売上向上など、地域全体での生産性向上に資する運営が可能かを検証する。

【留意事項】

- ・実証事業を通じて構築する関係者の連携体制や成果を、実証事業終了後も活用可能な計画性をもった取組とすること。
- ・複数の市町村や、DMOの管轄エリアにまたがる取組も対象とするが、参加者

の連携を確保すること。

- ・市町村、DMO、観光関係事業者等を対象とした成果報告会において、実証内容及び結果を共有することに同意すること。

(2) 申請対象

対象となる申請者は、県内の以下のいずれかに該当する者とする。

- ・観光地域づくり法人（DMO）
- ・市町村
- ・観光協会等観光関連団体
- ・旅館組合
- ・宿泊事業者を含む2以上の事業者から構成される任意団体・グループ

【留意事項】

- ・申請者は、宿泊事業者を含む2以上の事業者の参画を得ること
- ・申請者は、内容が複数であれば複数の申請を行うことができる

(3) 定数

1者

(4) 実証事業経費

実証事業に係る経費については、県の事業費の範囲内において、県が負担する経費、申請者が負担する経費の分担を下表のとおりとする。

なお、予算に応じて実証期間等を適宜調整することがある。

県が負担する経費	申請者が負担する経費
<ul style="list-style-type: none">・計画策定費・アドバイザー経費 (例：泊食分離プラン作成、メニュー開発)・プロモーション経費 (例：広告掲載費、チラシ作成費)・事業の実施・運営に係る経費 (例：会議開催費、事業者サポート費、利用者アンケート作成費)・消耗品費 (例：泊食分離で提示するチケット作成費、メニュー試作材料費)・期間中の使用料・レンタル費 (例：PMS使用料、サイトコントローラー	<ul style="list-style-type: none">・人件費・修繕費 (例：工事費)・備品購入費 (例：タブレット端末、イス・テーブル購入費)・手数料 (例：OTA手数料)・システム導入費 (例：PMS初期登録費、サイトコントローラー初期登録費)・実証期間後の各種使用料 (例：PMS使用料、サイトコ

使用料、バスレンタル料) ・実証結果の検証に係る経費 (例：アンケート集計費、資料作成費)	ントローラー使用料)
-----------------------------------------------------	------------

(5) 選考方法

申請書の内容および6月上旬に行う申請者ヒアリング（オンライン又は対面）により、別紙選考基準に基づき選考する。なお、ヒアリング日については、申請後に通知する。

(6) 実証事業の流れ

実証事業の大まかな流れは以下のとおり。

- 6月上旬 モデル地域決定
- 6月下旬 県の委託事業者決定
- 7～8月 委託事業者によるモデル地域ヒアリング、実証計画策定
- 9～12月 実証事業（随時：先進事例視察）
- 令和7年1月 効果測定、成果報告会

(7) 申請方法

申請団体は、県庁ホームページに掲載の下記申請書類を申請期間内にメールにより提出すること。

申請書類：エリア生産性向上モデル創出事業 モデル地域申請書

申請期限：令和6年5月31日（金）17時

提出先：kanko@pref.aomori.lg.jp

（青森県観光交流推進部 観光政策課 観光地域づくり推進グループ）

参考：選考基準